

お諮りいたします。執行部から案件に記載の4件について、報告したい旨の申し出がありますが、報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

ごみの7分別化の推進についての報告を求めます。

○ 環境整備課長

大変申し訳ございませんが、本日はお手元のほうに2点の資料を配布させていただいております。その中で、ごみ収集体制の資料につきまして一部修正をお願いいたします。「No.」、「区分」、「旧飯塚市地域」という欄がございますが、その「旧飯塚市地域」の2段目、No.2の不燃ごみの右側の分でございます。「4 地区割」、続きまして「週数回数」と記載いたしておりますが、この部分が「収集回数」の間違いでございますので、大変申し訳ございません、訂正方よろしくをお願いいたします。

報告に入る前に、お手元に今ご説明いたしました資料のまず説明をさせていただきます。

配布いたしております資料で、横の項目は旧自治体ごと、および「平成21年4月1日」一番右側の欄でございますが、実施予定の区分となっており、縦の項目はごみの分別区分となっております。縦・横の項目につきましては、現在の旧自治体ごとのごみ分別収集状況、および平成21年4月1日実施予定のごみ分別収集を記載いたしております。

それでは報告に入らせていただきます。ごみ分別区分・収集体制は、現在、合併前の各旧自治体における分別区分・収集体制により行っているところですが、平成21年4月1日から飯塚市全域で分別区分・収集体制を統一し、実施するよう計画いたしておりますので、その概要について報告いたします。

現在ごみの分別区分は、旧飯塚市地域が7分別で収集を行い、旧穂波町・筑穂町・庄内町・鰐田町地域は4分別で収集を行っておりますが、リサイクルの推進による資源の有効活用、適正処理の向上、ごみ減量を目指し、旧飯塚市地域で行っております7分別を飯塚市全域へ拡大推進するものです。

具体的には、共通の分別区分であります「可燃ごみ」「不燃ごみ」「空き缶空き瓶」「粗大ごみ」の4種4分別に、「新聞」「雑誌」「ダンボール」「牛乳パック」「古布」の5分別を「古紙・古布」として、「ペットボトル」「トレイ」の2分別を「資源プラ」として、「蛍光管」「乾電池」「水銀体温計」の3分別を「有害ごみ」として加え、合わせまして3種類10分別を資源物として分別するものであります。

新たに分別する資源物は現在旧穂波町、筑穂町、庄内町、鰐田町地域では「古紙・古布」および「資源プラ」が可燃ごみとして、「有害ごみ」は不燃物としてそれぞれ排出処理されているものですが、分別収集することにより各種原材料としてリサイクルされるものです。

新たに分別を行う資源物は、現在旧飯塚市地域で行っております拠点収集方式により収集を行い、収集した資源物は飯塚市クリーンセンターリサイクルプラザに搬入する予定であります。

ちなみに、排出場所はスチール物置を各自治会の公共用地等に1基以上設置することとし、その維持管理については基本的には自治会にお願いしたいと考えておるところでございます。

また、今回計画しております資源物の分別の実施には、飯塚市・桂川町衛生施設組合で共同でごみ処理を行っています桂川町も、本市と同様の資源物分別実施の意向がありますので、桂川町から生じる資源物についても、同施設に搬入を行う予定といたしております。

次にごみの収集体制についてですが、現在、祝日・土曜日・ゴールデンウィークやお盆などのごみ収集の有無や、「空き缶空き瓶」「粗大ごみ」収集における収集回数や収集方法に相違があるため、これらを統一するものです。

具体的には、収集方法においては、旧飯塚市地域が土曜日・日曜日・祝日の収集が基本的に

休みであるのに対し、旧穂波町・筑穂町・庄内町・額田町地域においては祝日および土曜日の収集が行われています。

また、収集回数については「空き缶空き瓶」が旧飯塚市・穂波町・筑穂町地域で月2回の収集であるのに対し、旧庄内町・額田町地域では月1回であり、「粗大ごみ」は旧飯塚市地域が随時予約、随時収集であるのに対し、旧穂波町・筑穂町・庄内町・額田町地域は一部予約もありますが、基本的には収集地区・収集日を定めた定期収集となっています。

そのため平成21年4月1日からごみ収集の週休2日制を実施し、ごみの種類による収集回数を統一し、「粗大ごみ」については飯塚市全域で随時予約の随時収集を実施するとともに、ごみの7種類14分別の推進とあわせ、住民サービスの違いを解消するものであります。

今回計画しておりますごみの7種類14分別化ならびに収集体制の統一によるごみ排出方法の変更や収集日の変更は、来年1月から各種広報や自治会等を単位とした説明会の実施などにより、市民または事業者には混乱の生じないように努めてまいります。

なお、今回のごみ分別区分および収集体制の統一に伴う予算につきましては、12月補正および平成21年度当初予算に計上する予定であります。そのために事前の調査および説明会が必要となる場合もありますので、委員各位のご理解をお願いするものであります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「私たちの環境プラン～飯塚市環境基本計画～」の推進についての報告を求めます。

○ 環境整備課長

「私たちの環境プラン～飯塚市環境基本計画～」の推進についてご報告いたします。

環境基本計画に基づく市民運動を進めていくための中心的な推進母体となる「いっぴく環境会議」会員の募集を6月1日より市報・ホームページで行い、8月20日に設立総会を開催し会則の承認を得て、以後毎月1回の定例会を現在開催いたしております。

現在、会員につきましては、公募で参加されている市民、民間団体、事業所、大学などからなる40名で構成されており、地球温暖化防止やごみの減量化など基本計画に基づく取り組みを市民に広げるための啓発活動を目指しておるところでございます。

さらに、市が行う施策、事業を計画的に推進するため、庁内の各課を横断的につなぐ組織として、「飯塚市環境プラン推進会議」を設置し、第1回の会議を7月31日に開催し活動を開始いたしております。

今後市民、民間団体、事業者などと綿密な連携のもとに市全体の一体的な取り組みを推進してまいります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、飯塚市自然環境保全条例に基づく届出についての報告を求めます。

○ 環境整備課長

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出についてご報告いたします。

お手元のほうにその届出の自治会で配布させていただきました資料、それから続きまして飯塚市山口のほうの位置図、それから3枚目のほうに同じように新規で出てきました届出の概要、それから位置図を添付いたしております。

本条例の届出を行った2件の事業についてご報告いたします。資料の1枚目をご覧ください。

本事業は平成19年2月27日付で有限会社ティーグリーンより届出があった森林開発および建設残土による埋立て事業の変更の届出であります。この事業は平成20年2月8日付で土地所有者である白水善昭氏に事業譲渡されたもので、今回事業面積を12,578㎡から35,643㎡に拡大する計画となっており、これにより埋立て総量が当初約5万㎡から約13万㎡に増加することになります。現在、事業者と地元自治会の間で環境保全協定が締結されており、市と地元自治会が協力して事業の進行を見守っているところであります。

続きまして資料の3枚目をご覧ください。本事業は平成12年から旧筑穂町の筑穂町自然環境保護条例の規定に基づく同意を受けて、坂平産業が飯塚市内野において岩石等の採取を行っていたものでございます。今回、その事業場の閉鎖を予定しており、法面の緑化や堆積していた表土を利用して事業場の整地作業を行うものですが、土地の成形に伴う岩石等採取および払い下げ予定の国土交通省所有地について、約1万3千tの岩石採取を新たに行うため、今回の届出がなされているものでございます。整地作業においては外部からの土砂の搬入は一切しないというふうな計画になっております。また条例に基づき今週の金曜日でございますが、11月14日に事業者が地元説明会を行うことといたしております。当然ながら私どももそれに立ち会うというふうに考えております。

今後も市と市民が連携して、自然環境および生活環境の保全に努めてまいります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に内住地区および高田地区の産業廃棄物処理問題についての報告を求めます。

○ 環境整備課長

内住地区および高田地区の産業廃棄物問題についてご報告いたします。

内住の産業廃棄物処分場問題につきましては、ご承知のとおり義務付け訴訟で敗訴となり、本年5月に判決を不服として近隣の住民が福岡高裁に控訴いたしております。その後7月14日に第1回目、10月20日に第2回目の控訴審が開催されています。また飯塚市筑穂自然環境対策住民会議と市、私どもが10月15日に意見交換を行い、市として出来る支援策について協議を行ったところでございます。

続いて、高田の産廃不適正処理の問題についてであります。去る6月24日に地元自治会住民の方々と原因者の息子さん、嘉穂保健福祉環境事務所、および市の関係職員とにより、本件についての協議を行いました。その中で地元より産廃の直近で水質検査を早急に行ってほしい旨の要望がございましたので、嘉穂保健福祉環境事務所が7月4日に産廃直下の浸出水位を採水し分析を行った結果、有害物質などは検出されておられません。また従前から県が行っております付近の地下水検査につきましても、10月初旬に近隣5ヶ所の井戸水を採取し、調査を行っております。一方、原因者本人は依然として不明であります。しかし、「廃棄物撤去については少しずつでも搬出していく」と、協議の中で息子さんは言われておりますし、そのことは確認いたしております。

当然市として出来ること、出来ないことはありますが、継続して対応していきたいと思っております。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これをもって、市民経済委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。